

本宮市週休2日確保工事实施要領

令和6年12月13日制定
令和7年3月4日一部改正

(趣旨)

第1条 本要領は、本宮市が発注する建設工事において週休2日確保工事（以下、「確保工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。
- (7) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本市発注の工事全てとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧工事等、緊急性のある工事
 - (2) 社会的要請のある工事
 - (3) 工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する工事
- 2 前項に該当するため対象外工事とした場合でも、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることができる。

(実施方法等)

第4条 確保工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 確保工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (2) 受注者は、工程表に基づき、現場着手日前に「閉所計画・閉所実績（様式第1号）」を提出する。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場に確保工事の対象である旨を明示するものとする。
- (4) 受注者は、工程表で定めた休日は、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とするものとする。
- (5) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。

- (6) 受注者は、毎月の現場工程会議において、「閉所計画・閉所実績（様式第1号）」を提出し、発注者の確認を受けるものとする。
- (7) 受注者は、発注者から求められた場合、下請企業を含めた全労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況が分かる書類を添えて週休2日の達成状況を報告するものとする。
- (8) 受注者は、週休2日等の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (9) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、「閉所計画・閉所実績（様式第1号）」を提出し、週休2日の達成状況を報告する。
- (10) 発注者は、受注者の週休2日等の取組に対し支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会いや協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

（積算方法等）

第5条 確保工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。
- (2) 当初設計価格は、月単位の4週8休以上の補正率を適用し、工事費を積算するものとする。
- (3) 現場完了日時点で現場閉所の達成状況を確認し、4週8休以上を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。
- (4) 受発注者協議により確保工事の対象となった工事については、4週8休以上の現場閉所率を確保できた場合、4週8休以上の補正率分を増額変更するものとする。

（特記仕様書等）

第6条 確保工事については、特記仕様書に「本宮市週休2日確保工事実施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。